令和8年９月　四万十市農業委員会総会　議事録

１　日　　時　　令和8年９月10日(木)午後2時30分～午後3時40分

２　場　　所　　西土佐総合支所　２階　大会議室

３　出席委員

（1）　農業委員　15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田　新生	2	山﨑　秀和	3	山本　美加
4	桑原　宏文	6	加用　雅啓	7	安藤　久徳
8	德留　佳代	9	坂本　一	11	遠地美千代
12	山本　　官	13	池田　三郎	15	伊勢脇　精藏
16	土居　忠栄	17	清水　優志	19	植　　俊彦

（2）農地利用最適化推進委員　７名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東　正世	2	武井　健治	4	岡本　尚子
5	宮地　秀之	6	室津　平	7	宮地　浩
8	竹村　光一				

４　欠席委員

（1）農業委員　3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	井上　靖好	10	谷崎　容子	18	岡﨑　　誠

（2）　農地利用最適化推進委員　１名

番号	氏名
3	宮崎　幸一

５　事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	井口　敦	係長	広井　健太
係長 (西土佐地域担当)	島　輝充	主幹	山岡　早輝
主幹 (西土佐地域担当)	谷口　忠之	会計年度任用職員	岡﨑　武

６　議　　案

第1号議案　　農地法第3条の規定による許可申請について(2件)

第2号議案　　農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案　　非農地証明書の交付について（5件）

第4号議案　　農用地利用集積等促進計画案について(1件)

第5号議案　　農業振興地域整備計画の変更案について

第6号議案　　地域計画の変更案について

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長(清水会長)	只今から令和8年９月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。 議席番号5番　井上　靖好　委員、 議席番号 10 番　谷崎　容子　委員、 議席番号 18 番　岡﨑　誠　　委員、 の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中 15 名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、 宮崎　幸一　委員、より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります
議長(清水会長)	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号 19 番　植　俊彦(うえ　としひこ)　委員、 議席番号1番　篠田　新生(しのだ　あらた)　委員、 にお願いします。
議長(清水会長)	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案　農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1　土地の表示は、平野字新畑、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴4年の 35 歳の方で、農作業への従事日数は年間 250 日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具は軽トラック1台を所有しており、申請地は居住地から9kmの距離となっております。現在、申請地は草刈りもされ管理されており、取得後は譲受人が季節野菜(カボチャ)を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2　土地の表示は、古津賀字城ノ向、以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 35 年の 61 歳の方で、農作業への従事日数は年間 250 日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、田植機1台、散紛機 1 台を所有しており、申請地は居住地から1kmの距離となっております。現在、申請地は水稲を栽培しており、取得後も譲受人が水稲を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」は本日欠席ですが、1番について適当である旨の連絡をいただいております。 「宮﨑推進委員」も本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、山崎委員2番についてお願いします。
●2番　山﨑委員 (八束・東山地区担当)	議席番号2番山﨑です。農地法第3条に基づく許可申請について、電話での聞き取りを行いました。事務局の説明どおり現在も田を作っておられました。尚、譲渡人とは連絡が取れませんでしたが、申請代理人にもお話を聞きました。現状は前の方が稲を刈った後で来年作から譲受人が田んぼとして耕作すると言っておりました。水稲するうえで必要な機械、経験もあることから第3条による許可申請については適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	8月30日に現地を確認しました。譲渡人の旦那さんに電話をかけて詳しい状況を聞きました。譲渡人と譲受人は「いとこ」の関係になるそうです。許可については特に問題はないと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
事務局	番号1について、井上委員から意見をいただいておりましたのでお伝えします。この譲受人の方につきましては先々月にも今回の申請地の隣は、3条申請を出しておりまして、その時の話の内容では農業に従事する分には特に問題はないというご意見でした。
●2番　山本委員 (中筋・東中筋地区担当)	議席番号3番山本です。番号1についてですが、私は譲受人をよく存じております。この譲受人は夫婦でトマトを栽培して頑張っている方です。今回取得しようとする農地についても現地を確認しています。確か4月か5月位に1回見に行ったことがあります。というのも譲受人の母親と仲良しで今度この畑にこういうのを借りるという話があったので1回見に行ってみようかと思ったので、この譲受人もすごくまじめに取り組んでいる方だし奥さんも協力的で農業をやったことがない方ですけど、一緒に頑張っている方です。農地法第3条申請については適当だと思います。以上です。
議長(清水会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第２号議案　農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。 番号1　土地の表示は西土佐玖木字ナロノ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 8月 24 日、会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の土居委員と室津推進委員および申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、墓地を設置するものです。場所については、玖木オートランドから黒尊川に沿って上流へ 1.5km 上った箇所にある沈下橋を渡って対岸 100mほどのところにある農地です。四方は申請者の農地を含む市有地となっており、隣接農地所有者から同意は不要と考えます。雨水については、自然浸透で周辺農地に及ぼす影響はないものと考えられます。よって、申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地(第2種農地)であり、転用が許可できる土地ということであります。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「土居委員」1番についてお願いします。
●16 番　土居委員 (西土佐玖木地区ほか担当)	議席番号 16 番の土居です。1 番について説明します。8 月 24 日、午後 2 時20分頃から室津推進委員、遠地職務代理、事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。申請地は今年3月の総会で農振農用地から除外申請のあった栗畑になっています。今回、一部を墓地に転用とするものです。周辺は申請人の宅地と栗畑で一部他人の栗畑もありますが、同意書をもらっているとのことです。周辺の農地に影響はありません。以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 (西土佐玖木地区ほか担当)	6区の室津です。土居委員さんが言われましたように8月24日に現地入りをしております。2回目の現地ということで谷の方も昔から知っている地元の方ですので、話も聞いていますが転用ということで、農地についてもいとこの方が上で作っている関係で特に周辺に与える影響はないということで農振農用地からの除外ということで転用は妥当だと考えております。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席

	番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。はいどうぞ。
●7番　安藤委員 （西土佐本村地区ほか担当）	7番安藤です。転用の面積が、43.64 ㎡となっているのですが、墓地の場合 33 ㎡が基本だと思うのですがこれは登記する時、2 筆に登記するということですかね。
事務局	事務局から回答させていただきます。墓地は 33 ㎡の中に収まっています。43.64 ㎡になっている理由は通路等々を含めての面積となっております。公図の方でも 5 角形のものになっておりまして、この 43.64 ㎡全体の分を表しております。この中には通路と墓地区画は別の設定になります。
議長（清水会長）	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案　非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案　非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1　土地の表示は具同字永畑、他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月 27 日に地区担当の徳留委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草が一面に生茂げり既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2　土地の表示は手洗川字西ヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月 27 日に地区担当の植委員、武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草木が生茂り農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農

	地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 　続きまして番号3　土地の表示は手洗川字西ヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月 27 日に地区担当の植委員、武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草木が生茂り農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 　続きまして番号4　議案書は 5 ページになります。土地の表示は手洗川字西リウチウ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月 27 日に地区担当の植委員、武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は草木が生茂り農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 　続きまして番号5　土地の表示は大宮山神坊、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。8月 24 日に遠地会長職務代理者、宮地推進委員の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は雑草木が生い茂り山林となっている状況です。あわせて事務局でも確認したところ、平成 17 年当時の航空写真ではすでに農地ではない状態となっております。また、この現地につきましては、新玉委員、篠田委員の方にも別日で確認していただいております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1番についてお願いします。
●8番　徳留委員 （具同地区担当）	1番についてですが、申請地は今年 3 月の総会で地域計画の農用地区域からの除外申請を許可した土地になります。その際に報告したとおり、申請地の両隣と道路から一段下、50cm以上、下になっている土地でして、流水、排水の悪条件により耕作が困難な土地であり、耕作放棄してからもかなり年月が経っていると推測した土地でした。今回申請事由のとおり、約 15 年前の平成 22 年頃

	から耕作放棄されていて、草が生茂っているような状態でした。排水等への悪条件もあり、農地への復旧は困難と判断いたしました。以上のことから、非農地証明については、適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	今、徳留委員が言われたとおり、非農地証明の交付については、適当であると思われます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「植委員」2番と3番と4番についてお願いします。
●19番　植委員 (大川筋地区担当)	議席番号19番の植です。2番、3番、4番、計5筆ひっくるめて言います。8月27日、代理人、会長、事務局、武井推進委員と私とで現地で立会いをいたしました。写真で見てもらえるように、既に荒地となっており、耕地にするには困難であると思います。よって、非農地申請は適当であると思います。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	2区の武井です。今、植委員から詳しく説明がございました。私の補足させて頂きたいところは、大体もう内容は一緒なのですけれども、まず現場が川登から有岡へ行く途中のトンネル入口の下の方に採石場がございますよね、その採石場のことが今回の議題になっておりまして、砕石が山となって積まれておりまして、現場の農地も原野となっておりまして、もうどうにもならないのかなという感じで3か所の番地もそれぞれ所有者は違いますけれども、番地は隣近所というようなことでございます。従って、状況判断しますと非農地証明は妥当ではないのかなというふうに感じております。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「篠田委員」5番についてお願いします。
●1番　篠田委員 (西土佐大宮地区ほか担当)	議席番号1番篠田です。別日で私8月22日に現地確認を行いました。現地は山林と化しており、大変農地には見えない状態でした。当該地は確か1月の総会で非農地申請のあった建設会社の資材置き場の近くだったと思います。同じく日当たりの悪い耕作の難しい立地です。また、道路の拡張工事により、水路から隔離されており、原状回復したとしても効率的な耕作は困難と考えます。よって、当申請は適当であると判断します。以上です。
議長(清水会長)	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地浩委員 (西土佐大宮地区ほか担当)	7区の宮地です。8月24日に遠地委員と申請代理人と事務局で現地を見てまわりました。先程、篠田委員が言われたように、非農地でよいと思いますが、補足としましては、県道より下になるのですが、4・5m位下で見たとおり一抱え以上位の木が杉、檜が生えています。進入路もありませんし、これは農地として再利用というのは不可能ではないかというふうに考えました。以上です。

議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案　非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第4号議案　市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページになります。 番号1　申請内容については、別紙1記載のとおりです。申請場所の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。借受人は、主に施設野菜の栽培をしている方になります。集積面積は、3,000㎡で、栽培作物は、トマトとなります。なお、利用権の種別は賃借権で、賃貸借期間は公告日より10年間となっております。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 「谷崎」委員は本日欠席ですが、確認の方は山本官委員に一任させて頂いております。 「山本官委員」1番についてお願いします。
●12番　山本官委員 (後川地区担当)	28日の午前11時半頃、現地で譲受人と会いまして、現況の確認と聞き取り調査を行いました。現況は3反切れの畑に18アールの施設野菜が建っていまして、9月9日に中玉トマトを定植するということで、現在は太陽熱処理で土壌の消毒を行っておりました。経営は主に28歳になる息子さんと2人で行っておりまして、昨年度の収量がだいたい幡多管内の平均よりも上の収量を取っていまして、出荷先は農協を中心にして「とさのさと」とか直販所に出荷をしておりまして、経営的には安定しております。また、JAの行っている2月の糖度検査というものがあるのですが、中玉トマトは糖度検査が重要で必ず毎月やるのですが、その検査で7から8の高い糖度ですので、高品質のトマトを栽培する技術もあるということも推測されますので借受者としては適当と判断しております。以上です。

議長(清水会長)	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	私はトマトは詳しくないのですけれども、今、山本委員が言われたとおりで結構だと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案　農用地利用集積等促進計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第5号議案　農業振興地域整備計画の変更案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第5号議案　市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっていますので、ご審議の程よろしくお願いします。議案書は7ページになります。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外が3件となっております。除外対象地は別紙2の土地一覧表のとおりです。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。 番号1について、墓地を建設するための除外で、除外後は農地法第4条の転用許可申請が提出される予定です。 番号2と番号3について、地目変更をするための除外で、除外後は非農地証明申請が提出される予定です。 これらは農振法(農業振興地域の整備に関する法律)の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「桑原委員」1番についてお願いします。
●4番　桑原委員 (西土佐半家地区ほか担当)	1番について説明させていただきます。8月24日、事務局、武村推進員立会いのもと現場を調査いたしました。見てのとおり、地目は畑となっておりますが、農用振興地ということで除外申請が出ております。申請後、墓地の建設等の届出が出ると思いますが、特にこの辺に関して問題はないと思います。以上です。

議長(清水会長)	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐半家地区ほか担当)	8区担当の竹村です。24 日に立会い現地を確認しました。見てのとおりの現地で今説明があったとおり、特に付け加えることもありません。申請の方は適当だと思われます。以上です。
議長(清水会長)	続きまして、「植委員」2番と3番についてお願いします。
●19 番　植委員 (大川筋地区担当)	特に問題はありません。以上です。
議長(清水会長)	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋:後川地区担当)	2区の武井です。今回の問題は2番と3番は名前も番地も別々ですけれども、条件は一緒だと思いますので、一緒にご説明させていただきます。最初の件につきましては、1460 ㎡が既に非農地となっておりまして、この非農地証明を取得し地目変更すると、また、所有者移転後に砕石事業の土置き場にするための四万十市農業振興地域整備計画で定める農用地区域から除外されるというものの申請でございまして、除外申請は状況判断からして妥当であるというふうに考えます。もちろん、次の3番も同じ条件下にあるということで、一緒の説明としてお聞きくだされば結構ではないかと思います。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●11 番　遠地委員 (西土佐藤ノ川地区担当)	11 番の遠地です。この1番と先の2号議案のことで、農振農用地から除外して、そのあとまた墓地を建てるための申請をするために、1年位かかってしまうということで、行政書士から、この農振農用地をつくるというか基盤整備する時に、行政書士は 30 ヘクタール位の広さをある一定の広さを確保しないと補助が下りないから、農地として振興するほどの農地でもないような所も含めて広さに入れて、整備したということになっているので、そういうところを見直して手続きのしやすい方法でして欲しいという要望がありまして、農業委員で把握しておいてほしいということでしたので、ここで報告させていただきました。以上です。
議長(清水会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案　農業振興地域整備計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》

議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第6号議案　市長より諮問のありました地域計画の変更案について議題といたします。なお、1番については岡本推進委員にかかる案件ですので、岡本推進委員は退出をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第6号議案の地域計画の変更について、市長より地域計画変更(案)について諮問がありましたのでご審議のほどよろしくお願いします。別紙3の地域計画の変内容一覧をご覧ください。 番号1　地域計画の変更内容は編入です。前のスクリーンをご覧ください。対象地は、地域計画の変更内容一覧に記載のとおりです。今回地域計画に編入する理由は、申出人が農業用倉庫を新たに建設するにあたり、申出があったためです。申出人は、地域計画の目標地図で地域内の農業を担う者として、位置付けられており、経営面積も約 8.4ha となっております。以上です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番　山本美加委員 (東中筋・中筋地区担当)	議席番号3番山本美加です。8月27日に申請地の状況確認及び申請者への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっておりますが、既に農業用倉庫が建築されており、倉庫として利用されている状態でした。倉庫の周辺も全て申請者の所有する土地や農地であり、また、広く間隔があるため、周辺の農地に影響はありません。とはいえ、申請前に建築されていましたので、事務局に確認したところ、地域計画に係る農用地変更については、申請前に建築されていても問題ないということでした。以上のことから農地転用許可申請については適当であると考えます。以上です。
議長(清水会長)	この案件については、岡本推進委員に係るものであり、推進委員の意見は省略します。 この件につきまして、ご意見、ご質問はないですか、
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案　地域計画の変更案の1番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、市長より諮問のありました地域計画の変更案の1番について、これを適当と認め答申することといたします。岡本推進委員は入室してください。 続きまして2番について事務局の説明をお願いいたし

	ます。
事務局	番号2　地域計画の変更内容は除外です。前面のスクリーンをご覧ください。対象地は、地域計画の変更内容一覧に記載のとおりです。先ほどの第5号議案にありましたとおり、農振農用地からの除外申請も提出されており、地域計画からの除外も同時に行うものです。今回地域計画から除外する理由は、申出人が墓地を新たに建設するにあたり、申し出があったものです。除外後は、農地法第4条の転用許可申請が提出される予定です。
議長(清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「桑原委員」2番についてお願いします。
●4番　桑原委員 (西土佐半家地区ほか担当)	2番について説明をさせていただきます。先程も申し上げましたとおりになりますが、墓地を建設する申請となります。農業振興地になりますので、まず除外をいたしまして、そのあと墓地の建設、農地転用に関することとなります。先程、遠地委員が申し上げたとおり、やはり手続等が時間等がかかります。スムーズな事務処理等を行っていただきたいと思っております。以上です。
議長(清水会長)	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐半家地区ほか担当)	8区担当竹村です。いま説明があったとおりで特にありません。以上です。
議長(清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席版号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案　地域計画の変更案の2番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、地域計画の変更案の2番について、これを適当と認め答申することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。 お手元に配布しております別紙の「報告事項　農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。 番号1　土地の表示は鍋島字上新川、以下届出人、届

	出事由等は報告事項記載のとおりです。8月 27 日に会長と地区担当の井上委員、宮崎推進委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地を確認したところ、ハウスを建設している状況です。ハウスから自宅まで遠く、自宅に保管スペースもないことから、作業効率を図るためハウスの近くに農業用倉庫を建築するものです。なお、隣接する土地については、届出人所有の土地、賃借地および農地所有者より同意を得ております。形状変更後は耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年9月1日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。 　続きまして農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールの関係についてご説明させていただきます。それでは実施要領についてご説明いたします。まず目的なのですが、農地法第30条に基づき農業委員会が年1回の利用状況調査が義務付けられております。この調査によりまして、遊休農地の把握や発生防止、違反転用の未然防止を図り、優良農地の確保と有効利用を進めてまいります。 　次に今年度の調査期間になりますが、9月11日から11月5日までとしております。調査対象につきましては、管内の全ての農地が対象なのですが、今年度は事務局の方で重点的に確認していただきたい農地につきまして、お手元に配布させていただいております。航空写真の赤丸の農地になります。調査方法といたしましては、現地を巡回し、目視で行ってください。遊休農地については赤丸で、それから違反転用が疑われる農地につきましては、青丸で航空写真に印等を付けていただきたいと思います。 　なお、安全確保のため、現地への立ち入りが難しい場合は無理せず確認できる範囲で結構です。私有地では所有者や耕作者への配慮をお願いします。また、体調や天候に応じて無理のない範囲、時間帯で実施してください。実施していただく地区につきましては、別紙お配りしております担当地区割表(案)に基づき調査をいただきたいと思います。 　調査結果につきましては、11月の総会日であります11月6日までに航空写真への印を付けたものを事務局までご提出ください。何かご質問等ありませんか。
各委員	なし
議長(清水会長)	以上で事務局からの報告が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。
●3番　山本美加委員 (東中筋・中筋地区担当)	8月19日に高知城ホールの4階で第11回高知農業委員女性ネットワークがありまして、それに参加したので簡単に報告させていただきます。内容は総会と研修会があ

	りまして、ここで3つだけ報告しようと思うのですけど、一つ目は女性委員の登用についてでした。今その国や政府が女性の登用の目標を 30 パーセントにしているそうです。国が定める基本計画等において女性委員の登用に関する成果目標が掲げられているのですが、なぜ30パーセントかというと黄金の 3 割理論というのがあるそうです。そういうのがあって、組織の中で少数派の割合が3割を超えると、組織の意思決定に影響力を持つことができる。つまり、3割が女性であれば農業委員会には女性の声、意思が反映されるようになるそうです。農業委員会が男女の声をもとに反映した組織となるために取り組んでいる 30 パーセントというのが目標だそうです。その女性委員の登用促進と女性委員の資質向上、この2つを実現するために、各県と全国の女性協議会が存在しているそうです。研修会や意見交換会を通じて女性の委員同士で研鑽を積み繋がりあい、女性委員の心の拠りどころとなるように活動していくことが必要だそうです。ここで男性の委員さんにお願いがあるんですけど、現在は女性委員を増やす活動は女性委員が中心ですが、男性委員も一緒になった働きかけをしてくださいとのことです。 　二つ目が全国農業新聞の購読のお願いというのがありまして、農業委員や推進委員は半強制的に購読しないといけないようになっているけれども農業委員や推進委員以外にも購読してもらいたいと、声をかけるだけでもいいので、声をかけてください。全国農業新聞は月4回の金曜日発行で税込みの月額 900 円です。 　最後に3つ目なのですけれども、グループワークがありました。それはマンダラチャートというのを作成したんですけれども、簡単にどんなのかというと、大きな模造紙に大きな目標を一つ真ん中に貼り付ける。そう言ったら 3 かけ 3 みたいな感じで区切って、その真ん中に貼り付けて、あとの 8 個にその目標を達成するための中位の目標をかけます。その中位の目標も 3 かけ 3 にして、小さい目標を、そのためにどうしたらよいかとかゆうように作成するんですけれども、今回は農業委員の女性のグループワークということもあったので目標は 3 つあって、その中から各班が選んで目標を達成するためにやったんですけど、一つ目は「農地を守るためには」、2 つ目は「耕作者を確保するためには」、3 つ目は「食料自給率を上げるためには」、というのを話し合いました。結果的にはどの目標を達成するにも、同じような目標に向かって、同じような行動をしていかないといけないのですけれども、特に私が感じたのは、色々なことを口々にいってもどうしようもないので、これをみんなで言い続けようと、農業委員さんは他の役とかを持っている方もいるので、その都度みんなで言い続けて、言わないより言った方がいい、そういうことをみんなで言い続けていこうということになりました。まだまだ研修の中で学びはあったのですが、今回私はこの

	3つのことを報告させていただきます。以上です
●11番　遠地委員 （西土佐藤ノ川地区担当）	11番の遠地です。同じく私も8月19日同じ総会に参加したんですけど、女性のネットワークと称して集まりをしているのですけど、この中国・四国地方の総会を、中国地方と四国地方と分かれて年に1回交代で開催しています。今年は島根県、昨年徳島でありました。それを来年、高知で開催する予定です。それに向かいまして、ここでご報告しておきまして、何かとまたご協力をお願いしたいことが出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（清水会長）	はい。ありがとうございました。他の委員の方で何か無いですか。無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年9月10日

議　長　清水優志

署名委員　植　俊秀

署名委員　篠田彩生